

ご寄附の おねがい

埼玉県交通安全対策協議会(会長:埼玉県知事)では、寄せられた浄財を寄附者の意向に沿って目的別に区分し、有効に活用しています。

1 交通遺児等に対する寄附

目的 交通遺児等の健全な育成を図ります。

- 用途**
- 1 交通遺児援護金の給付
 - 2 交通遺児援護一時金の給付

※交通遺児等に対する寄附は、「公益信託埼玉県交通安全対策協議会交通遺児援護基金」で運用しています。



2 交通安全対策事業に対する寄附

目的 県民の交通安全意識を高め、悲惨な交通事故を防止します。

- 用途**
- 1 交通安全に関するポスター・パンフレット・反射材など啓発物を作成・配布することにより県民の交通安全意識を高めます。
 - 2 テレビ・ラジオ・看板・横断幕など各種の広報媒体を活用して、広く県民に交通安全を呼びかけます。
 - 3 市町村やボランティア団体などの先進的な交通安全対策を支援します。



寄附金の流れ

寄附金



埼玉県交通安全対策協議会

交通遺児援護金等の給付

交通遺児等に対し、
援護金等を支給します。



交通安全対策事業に活用

交通安全を訴えるための広報活動や
地域の交通安全対策を支援します。



寄附金の振込みについて

趣旨に賛同され、ご寄附いただける場合は、埼玉県交通安全対策協議会事務局(県防犯・交通安全課内)までお申し出のうえ、下記の口座にお振込みください。なお、寄付金控除は受けられませんので、予めご了承ください。

郵便局でのお振込み

- 専用用紙を用いて、~~手数料不要~~でお振込みいただけます。1回あたりの振込金額に上限がございますので、あらかじめ事務局へご連絡ください。振込手数料が発生する場合がありますのでご注意ください。
- 「交通遺児等」「交通安全対策事業」いずれに対する寄附であるか、用紙備考欄へ必ずご記入ください。

□座番号 00110-5-603154

□座名称 埼玉県交通安全対策協議会

銀行でのお振込み

- 寄附の区分によって振込先が異なります。振込手数料がかかります。

交通遺児等に対する寄附について

振込先 武蔵野銀行 県庁前支店
普通預金 113839

名義 埼玉県交通安全対策協議会事務局長

交通安全対策事業に対する寄附について

振込先 埼玉りそな銀行 県庁支店
普通預金 3507985

名義 埼玉県交通安全対策協議会事務局長

お問い合わせ

埼玉県交通安全対策協議会事務局

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1 県防犯・交通安全課内

TEL:048-825-2011